

令和5年4月4日

課外活動における合宿の実施について

副学長（学生支援担当）

岩永 誠

課外活動における合宿の実施について、感染防止対策の強化に努めた行動を徹底いただくことを要件とした上で、下記事項を厳守してください。

記

1. 合宿の実施にあたっては、原則として本学の新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針にしたがうこととする。

参考：【4月4日以降】レベル1（要注意・一部の活動制限）の課外活動の内容

<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/life/202344.html>

- 「新しい生活様式」による感染防止行動の遵守
- 感染防止策を含む活動計画等をあらかじめ届け出て許可を得たものについて実施

2. 合宿を実施するときは、以下の注意事項を確認の上、事前に申請を行うこととする。
なお、申請の内容によっては、修正を求める場合があるので、留意すること。

■全体としての注意

- ・合宿開始1週間前から、体調管理を行い、検温を含む健康観察を実施し、発熱や風邪症状がある場合は合宿に参加しないこと。
- ・合宿中も行動記録と健康観察を行うこと。
- ・合宿中に体調不良者が出た場合、速やかに隔離をし、抗原検査ないしはPCR検査を行うこと。残りの参加者は濃厚接触者である可能性があるため、合宿を中止して自宅待機をすること。
- ・療養又は自宅待機期間は大学の指針によること。
- ・合宿には顧問や監督、または指導的立場のものが同行し、緊急時への対応ができるようにすること。
- ・緊急時の緊急連絡網を作成し、何かあった場合には速やかに連絡ができる体制を整えること。
- ・合宿期間中、感染防止対策を徹底して行うこと。

■宿泊について

- ・宿泊部屋は人と人との距離が確保できる広さとする。
- ・寝具の距離を確保し、換気を行うようにすること。
- ・入浴時は密にならないよう、時間をずらして入浴すること。
- ・宿泊部屋に集まっての飲酒や長時間の会話はひかえること。

■食事について

- ・飲酒をする場合は、換気を行い、感染対策防止が十分された場所にあること。
- ・ビュッフェ形式の場合、アルコールによる消毒のうえ、手袋を着用してトングを使用すること。

■移動について

- ・自家用車での移動の場合、車内の換気を頻繁に行うこと。

■その他

- ・本学の新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針にしたがったうえで、合宿を行う宿泊所や施設等の感染対策も順守すること。
- ・必要と思われる状況において、各自（各団体）で判断しマスクを着用すること。

■合宿の申請について

- ・学内・学外での活動申請書[Forms]に入力すること。

<https://forms.office.com/r/4AQfV8fvMm>

(もみじ→学生生活のサポート→課外活動支援→2. 行事の開催及び実施結果の報告について)

- ・以下を学生生活支援グループ宛てに送付すること。

合宿計画書

緊急連絡網

参加者名簿（合同合宿の場合は、相手側の参加者名簿も）

合宿を行う宿泊所や施設等のパンフレット（HPでも可）

送付先：gakusei-group@office.hiroshima-u.ac.jp

（「@」は半角に変換してください）

以上